

# 平成29年度第1回さいたま市商業等振興審議会

日時：平成29年10月25日（水）午前10時から  
場所：議会棟2階 第7委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 委員及び事務局紹介

### 3 議 事

- ① 平成29年度商店街振興事業について
  - ・これまでの事業報告について
  - ・「イチオシ商店街」紹介冊子の作成について
  - ・さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱に基づく事業計画の認定について

### 4 その他

### 5 閉会

## 平成 29 年度さいたま市商業振興事業について

本年度（平成 29 年度）さいたま市経済局商工観光部商業振興課が携わっている事業の一部を掲載しました。

事業の詳しい内容は別添のチラシ等をご参照ください。

## 1 市域全体で実施する事業

## 1-1 「わくわくがとまらないさいたま市商店街秋のキャンペーン」事業支援

実施主体：さいたま市商店会連合会

内容：買物客に抽選で魅力ある商品を提供する事業

場所：さいたま市内商店、大型店約 1,500 弱の店舗が参加

期間：10/6～11/12 まで実施

経過：支援実施中 交付決定金額 60,000 千円

## 2 各地域ごとに実施する事業

## ○浦和商店会連合会地域内

## 2-1 「サッカーのまち浦和フットバル」実施支援

実施主体：浦和バル実行委員会

内容：飲食店を中心とした「街バル」（はしご酒イベント）の実施

場所：浦和駅及び北浦和駅周辺 63 店舗が参加

期間：10/7～10/21（～10/31 まであとバル）

経過：支援実施中 交付決定金額 2,000 千円

## ○大宮商店街連合会地域内

## 2-2 「鉄道のまち大宮鉄道ふれあいフェア」実施

実施主体：さいたま市

内容：街を訪れる多くの鉄道ファンによるにぎわいを活用した、出店や街の回遊策を織り交ぜたイベント

場所：大宮駅周辺（西口鐘塚公園、東口銀座通り、駅内東西自由通路他）

期間：5/28

経過：実施済 契約額 13,000 千円

## 2-3 「大宮オレンジストリート」実施支援

実施主体：大宮銀座通りパブリックビューイング実行委員会

内容：屋外大型映像装置で大宮アルディージャアウェー戦を放映

場所：大宮駅東口駅前銀座通り、住吉通り

期間：10/29

経過：支援実施中 交付決定金額 2,000 千円

○与野商店会連合会地域内

2-4 「さいたまクリテリウムスタンプラリー」実施

実施主体：さいたま市

内容：参加2店舗で買い物した方にフランスに因んだ商品の応募ができる  
スタンプラリーを実施

場所：中央区内47店舗が参加

期間：10/21～11/4

経過：事業実施中 契約額 2,062 千円

○岩槻商店会連合会地域内

2-5 「いわつきひなマルシェ」実施支援

実施主体：岩槻商店会連合会

内容：岩槻に因んだ商品の出店や人形展示など岩槻らしい地域市場の実施

場所：岩槻小学校

期間：11/3（人形供養祭及び鷹狩行列と同日）

経過：事業実施中 交付決定金額 2,000 千円

3 各商店会単位で実施する事業

3-1 商店街活性化推進事業補助金による支援

実施主体：各商店会

内容：販売促進、街路灯装飾、地域イベント等にぎわいを目的とするソフト事業に対する補助金による支援

経過：各商店会より各区役所に事業ごとに申請中もしくは申請予定  
予算額 16,251 千円

3-2 商店街環境整備事業

実施主体：各商店会

内容：街路灯新設、街路灯LED化、防犯カメラ設置等商店街のにぎわいの創出を目的とするハード事業に対する補助金による支援

経過：各商店会より事業ごとに申請中もしくは申請予定  
予算額 26,570 千円

#### 4 その他の事業

##### 4-1 空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業

実施主体：社会福祉法人、NPO法人、商店会他

内容：商店街の空き店舗を活用した地域コミュニティに資する事業を実施する団体に補助金による支援を実施する制度

経過：公募（9/1～9/29）にて補助事業を募り、1件の事業計画が申請

##### 4-2 イチオシ商店街紹介冊子作成業務

実施主体：さいたま市

内容：市内商店街の活動や店舗情報等の魅力を広くPRする冊子の作成

経過：予算額 1,264 千円

##### 4-3 繁華街パトロール業務

実施主体：さいたま市

内容：市内の繁華街においてパトロール等自主的な活動を行っている団体のサポート

経過：実施中 契約額 1,059 千円

##### 4-4 魅力ある商店創出事業

実施主体：さいたま市

内容：経営力強化や課題の解決を図るため座学による講義等を実施

経過：1月～3月に実施予定 予算額 1,880 千円

#### H29 商業振興事業イメージ

(大宮地域)

- ・鉄道ふれあいフェア
- ・アルディージャ  
パブリックビューイング

(与野地域)

- ・クリテリウム  
スタンプラリー

(岩槻地域)

- ・いわつきひなマルシェ

(市内全域)

- ・商店街活性化キャンペーン

(浦和地域)

- ・うらわフットバル

(各商店街単位)

- ・商店街活性化推進事業  
補助金（ソフト事業支援）
- ・商店街環境整備事業  
補助金（ハード事業支援）

## イチオシ商店街紹介冊子 事業案

### 1. 事業の目的

市内商店街の活動や店舗情報等の魅力を広く PR し、商店街の利用を促し、活性化につなげる。

### 2. 事業内容

市内商店会の活動などの情報を冊子形式にまとめ、市内外に広く PR する。

<紙面イメージ> [別紙サンプル 参照](#)

- 会員の店舗の場所を地図に落とし、いくつかの商店の情報を写真つきで掲載する。
- 商店街の紹介やイベント情報、SNS で発信したくなる情報等を掲載。
- 地図をもとに店舗や交通情報を掲載することで、実際に来街しやすい内容とする。

<配布先>

- 市内商店街を知ってもらい、来街を促すため、市民向けに公共施設や観光案内所、イベント時等に配布を行う。
- また、今後さらなる増加が見込まれる外国人観光客に対して、商店街を散策にきてもらうための情報の一つにするため、英語表記版も作成し、外国人観光客の多い施設やイベント時にも配布する予定。

### 3. 掲載商店街について

- 今年度は6商店街を目安とし、情報をまとめ、掲載する予定。  
(1商店街A3見開き1ページ、合計16ページを目安)
- 年内に掲載商店街を決め、年明けから取材等の調整を行い、年度内の発行を予定している。
- 商店街選定方法(案)・・・地元商店街を詳しく把握している、さいたま市商店会連合会から推薦を頂きたいと考えている。



わがまち  
いちまし  
EVENT

夏の恒例イベントとして定着！  
駅前通りさざんかまつり

私たちの商店会は、各会員の交流を図ることを大切にしています。各店舗の特徴をうまく出せるような企画や催事を考えて、少しでも役割を持っていただいで参加していただくように心がけています。まずは商店会の会員同士のコミュニケーションが大切です。

駅前通り商店会 会長  
埼玉 太郎さん



おすすめ  
おやつ

大森のお団子

地元の人に昔から愛されてきた大森のお団子は、とくに量がたっぷり！ お昼には売り切れてしまうことも。お土産にぜひ。



おすすめ  
スポット

駅前稲荷神社

えきまえいなりにんじき

狐地藏がたくさん！  
地元の信仰が厚い神社です。



駅前通り商店会は、新旧の住民が混じり合う特徴のある商店街です。駅前通り商店会は、新旧の住民が混じり合う特徴のある商店街です。駅前通り商店会は、新旧の住民が混じり合う特徴のある商店街です。駅前通り商店会は、新旧の住民が混じり合う特徴のある商店街です。

新らしさと懐かしさが  
混じり合う、活気あるまち



1 リサイクルショップ

洋服、バッグ、雑貨などは、なんがなにかと、時々安くとも白い物が見つかりますよ。  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



2 ヒアガーデン

熱々のたこやきとガンガン冷えた生ビールがたまらんです。店長のチカラで乾杯！  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



3 やきとり

焼けるまでの間も幸せ感があふれるのが、焼き鳥のいいところ。  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



4 お弁当・おにぎり

創業25年、おすめは町の内外、お弁当のおかずを揃えます。  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



5 おにぎり

創業25年のおにぎり、のり巻き、いなりなど種類多数、行楽イベントにもおすすめです！  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



6 ラーメン

いつでも国産豚骨が食べられる亭主、毎日「き」がけは常盤がーなんです。  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり  
※お電話予約あり



さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業  
補助金交付要綱（概要）

○目的

商店街の空き店舗を活用した、地域コミュニティを活性化させる事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と空き店舗が解消されることによる商店街の活力維持を図る。

○補助制度概要

商店街の空き店舗を使用して、地域コミュニティを活性化させる事業を実施する事業者（商店会含む）に対し、審査を経て補助金を交付する制度

○補助対象事業・・・下記のすべてを満たす事業が該当

- ・地域コミュニティを活性化する事業（本補助制度においては、子育て支援、保育サービス、高齢者交流、障がい者交流、地域情報発信、歴史文化の継承発信など地域住民の交流の場となる事業を定義）であり、さらに具体的に地域の活動と連携する（例：地元開催イベントに参加する等）事業
- ・商店街、商店会の組織されている範囲内の空き店舗（3ヶ月以上賃貸されていない、以前も店舗等として使用されていて、今後も店舗として賃貸できる状況の賃貸物件）を解消する事業
- ・同一の場所で継続的に運営される事業（一時的、短期間、時折の運営ではなく、数年にわたり日常的に運営がおこなわれる事業）
- ・事業計画を提出した事業年度（初年度）の終了までに店舗改装の工事が終了することが見込まれる事業
- ・原則1階、2階で行われる事業
- ・空き店舗所有者と同意がとれている事業
- ・周辺住民との間で問題が生じないよう調整されている事業

○補助対象（事業）者・・・下記のすべてを満たす事業者が該当

- ・上記の補助対象事業を実施する下記①～⑤のいずれかに該当するもの
  - ①社会福祉法人
  - ②特定非営利活動法人
  - ③事業実績のある個人・グループ
  - ④事業実績のある中小企業者

⑤商店会

・下記①～⑦に該当しないもの

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員が役員となっている団体
- ②風俗営業等を営む団体
- ③政治活動、宗教活動を行うもの、団体
- ④使用する空き店舗の所有者及びその親族、または、空き店舗所有者及びその親族が役員となっている団体
- ⑤以前同一の場所で事業を実施していたもの、団体
- ⑥市税を滞納しているもの、団体
- ⑦事業を行う者として不適格と市長が認めるもの、団体

○補助金

- ・補助対象費用は店舗改装費と店舗賃料（一部事業費含む）
- ・店舗改装費補助について
  - ①限度額 400 万円
  - ②初年度 1 回のみ申請可
  - ③消費税相当分除く
  - ④年度途中での部分払い可
- ・店舗賃料補助について
  - ①限度額ひと月 25 万円（上限 10 万円で光熱水費と賃金に充当可）
  - ②契約月から 36 月分申請可
  - ③敷金、礼金、駐車場、共益費、仲介手数料、居住部分、消費税、諸費用を除く
  - ④4月から 12 月分については、年度途中での部分払い可

○事業簡易フロー

- ①市に事業計画を募集期間内に提出（事前に市に相談可）
- ②市において審査した後に認定・不認定を通知 ⇒要綱第 6 条 2 項
- ③市に認定通知書の写しを添付して、交付申請
- ④市において審査した後に交付・不交付を通知
- ⑤交付決定後に事業開始、各種契約
- ⑥市に工事完成報告、実績報告等を提出  
（部分払いを希望する場合は、実績報告提出前に交付請求書類を提出可）
- ⑦市において審査した後に交付確定通知
- ⑧市に補助金交付請求書類を提出
- ⑨市において審査した後に補助金を交付

## さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の活力維持のため、空き店舗を活用して地域コミュニティを活性化させる事業を行う団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合若しくは市長が適当と認める団体をいう。
- (2) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域、もしくは商店会の組織されている範囲をいう。
- (3) 空き店舗 さいたま市内の商店街の区域内に所在し、3ヶ月以上賃貸されていない、以前が店舗等として使用され、店舗として賃貸できる状況のものをいう。ただし、大型商業施設等のテナント型店舗は除く。
- (4) 地域コミュニティを活性化させる事業 子育て支援、保育サービス、高齢者交流、障がい者交流、地域情報発信、歴史・文化の継承発信など、地域住民の交流の場となる事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、商店会もしくは以下の事業者とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動法人（以下NPO法人という。）
- (3) 市長が適当と認める地域コミュニティを活性化させる事業を実施する個人等
- (4) 市長が適当と認める中小企業基本法第2条に定める中小企業者

2 次に掲げるものは、さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を受け取ることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体。
- (2) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。）となっている団体。
- (3) 政治活動及び宗教活動を行うもの、もしくは団体。
- (4) 空き店舗所有者及びその親族、もしくは空き店舗所有者及びその親族が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。）となっている団体（商

店会を除く)。

(5) 以前同一の場所において事業をおこなっていたもの、もしくは団体。

(6) 前5号に掲げるもののほか、事業を行う者として不適格であると市長が認めるもの、もしくは団体。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、前条に定める団体が行なう事業で次に掲げるすべての要件に適合しなければならない。

(1) 第2条第2号に定める商店街の空き店舗を解消し、活力維持に資する事業であること。

(2) 第2条第4号に定める地域コミュニティを活性化させる事業であり、具体的に地域の活動と連携する事業であること。

(3) 継続的に同一の場所で運営することが見込まれる事業であること。

(4) 事業年度の終了までに店舗改装の工事が完了することが見込まれる事業であること。

(5) 第2条第3号に定める店舗で原則1階もしくは2階において実施する事業であること。

(補助金の額等)

第5条 前条に定める事業にかかる補助対象費用及び補助限度額は、次に掲げるとおりとし、市長は補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

補助対象費用	経費の内容	限度額	対象期間
店舗改装費	店舗改装にかかる外装、内装、設備等の工事費(設備については、建物に付属する物に限る。容易に移動が可能な物は除く。)	400万円	初年度のみ
店舗賃料 事業費	店舗賃料:賃貸借契約に基づく店舗家賃、賃借料(保証金及び敷金、礼金等を除くものとし、空き店舗所有者と当該店舗を借用しようとする者が、実質的に同一とみなされる場合は、補助の対象としない。) 事業費:賃金(アルバイト賃金等)、光熱水費(事業に係る電気料等)	25万円/月 ※ただし事業費については月10万までとする	年度にかかわらず、当初契約月から36月

2 前項の規定により補助金を算出する場合は、当該補助金額を区分ごとに算出し、当該算出後の額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助対象事業が、国、地方公共団体、さいたま市から補助金を交付された団体及

びさいたま市が実施する他の制度から補助金及び委託料等により財政的な援助を受ける場合は、その相当額を該当する当該補助事業の補助対象費用から控除するものとする。ただし、各制度等の趣旨に照らし、適当でないと判断できる場合は、この要綱に基づく補助金の交付を行わない。

(事業計画)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事業計画書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第2項の規定により認定された事業計画に基づき、引き続き事業を行う場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により事業計画書が提出されたときは、必要に応じて現地調査等を行い、当該事業計画の内容を審査し、さいたま市商業等振興審議会に諮り、事業計画を認定するか否かを決定し、事業認定・不認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定により事業計画を認定した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請)

第7条 事業計画が認定された申請者は、補助金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要な書類等は、市長が別に定める。

3 申請者は、認定された事業計画の主たる部分を変更して交付申請を行う場合は、前条第2項の審査を再度受けなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、当該交付申請の内容を審査し、補助の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第3条2項各号に該当した場合

(2) 補助事業実施期間内に事業を終了した場合

5 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定めて、その返還を命ずることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

(1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、申請者の責めに帰すことができないもの

(2) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

6 補助事業に伴う契約及び店舗改装の工事の開始は、本条1項に規定する補助金交付決定後に行うものとする。

(変更等承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出し、当該変更、中止又は廃止の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更等承認申請書が提出された場合において、当該変更承認申請の内容を審査し、適当と認められるときは、事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、店舗改装の工事に係る契約をしたときは、速やかに当該契約を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者が店舗改装の実施に係る契約を締結した施工業者に対し、補助事業の遂行の状況等について、報告を求めることができる。

(工事完成報告)

第11条 補助事業者は、当該店舗改装の工事が完了したときは、速やかに工事完成報告書(様式第7号)に市長が別に定める必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により工事完成報告書の提出があったときは、当該工事完成報告の内容及び店舗改装の施工状況に係る検査を行い、補助事業者に対し、必要に応じて改善を勧告するものとする。

3 前項の規定により勧告を受けた補助事業者は、速やかに当該勧告に係る改善を実施しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第8号)に市長が別に定める必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、当該実績報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により確定した額を補助事業者に通知するもの

とする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)に市長が別に定める必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金は、前項の補助金交付請求書を受理した後に支払うものとする。ただし、規則第17条第1項ただし書きの規定により、前条に規定する確定の前に交付ができるものとし、当該経費に係る請求が可能となる日については、市長が別に定める。

(財産の処分制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定により、補助事業者が市長の承認を得て当該財産等を処分することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 29 年度

## さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業

## 募集要項

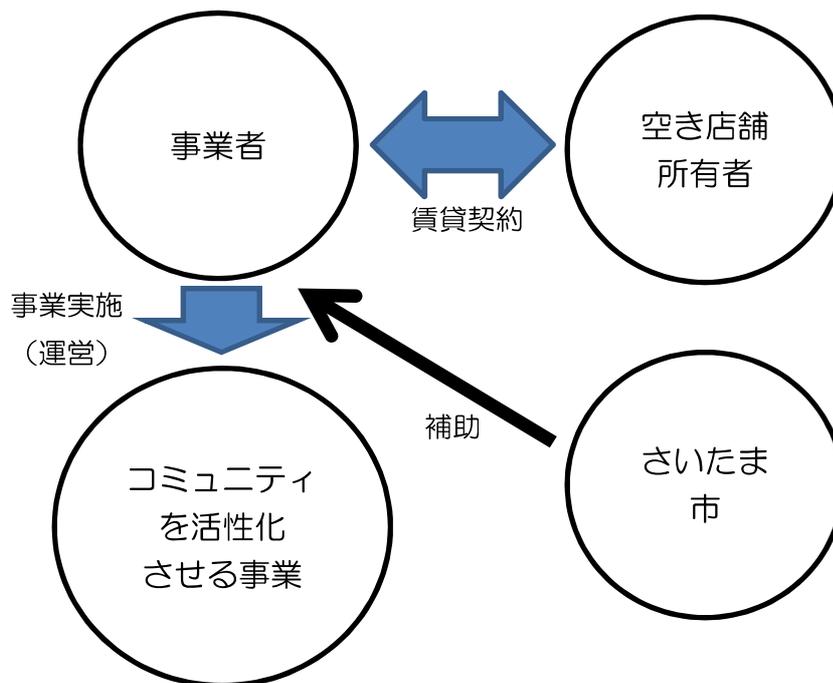
※ 本募集要項は、「さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要綱（以下要綱という。）」「さいたま市空き店舗活用地域コミュニティ活性化推進事業補助金交付要領（以下要領という。）」を基に作成しています。内容の詳細や、記載されていない事項については、要綱、要領のとおりとなりますので必ずご確認ください。

## 1 目的

商店街の空き店舗を活用した、地域コミュニティを活性化させる事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と空き店舗が解消されることによる商店街の活力維持を図ります。

## 2 補助制度概要

商店街の空き店舗を使用して、地域コミュニティを活性化させる事業を実施する事業者に対し、審査を経て補助金を交付する制度です。



3 補助対象事業者（詳細は要綱第3条をご確認ください。）

表中の各欄のすべてを満たす事業者が該当します。

<p>下記①～⑤のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①社会福祉法人</li><li>②特定非営利活動法人</li><li>③事業実績のある個人・グループ</li><li>④事業実績のある中小企業者</li><li>⑤商店会</li></ul>	<p>下記①～⑦の全てに該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①暴力団、暴力団員、暴力団員が役員となっている団体</li><li>②風俗営業等を営む団体</li><li>③政治活動、宗教活動を行うもの、団体</li><li>④使用する空き店舗の所有者及びその親族。または、使用する空き店舗の所有者及びその親族が役員となっている団体（商店会を除く）</li><li>⑤以前同一の場所で事業を実施していたもの、団体</li><li>⑥市税を滞納しているもの、団体</li><li>⑦事業を行う者として不適格と市長が認めるもの、団体</li></ul>
--	--

4 補助対象事業（詳細は要綱第4条をご確認ください。）

各表中の各欄のすべてを満たす事業が該当します。

（1）事業の内容、性質について

（事業の種類）	（事業の内容）	（事業の性質）
<p>○下記①～⑦のいずれかに該当すること</p> <p>①子育て支援</p> <p>②保育サービス</p> <p>③高齢者交流</p> <p>④障がい者交流</p> <p>⑤地域情報発信</p> <p>⑥歴史・文化の継承発信</p> <p>⑦①～⑥の他、地域住民の交流の場となる事業</p>	<p>○事業を実施運営するに当たり、必ず具体的に地域の活動と連携する内容を含めること</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元のイベントへの参加</li> <li>・地域コミュニティを活性化する事業を生かした地域との交流イベントの企画等</li> </ul>	<p>○同一の場所（同一の空き店舗物件を使用して）で運営すること</p> <p>○継続的に運営すること</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間でなく複数年単位で運営する見込みがあること</li> <li>・臨時的に使用するものではないこと</li> <li>・時折運営するのではなく日常的に運営すること</li> </ul>

（2）使用する空き店舗等の条件

<p>○3ヶ月以上賃貸されていない、以前が店舗等として使用され、店舗として賃貸できる状況の物件</p> <p>○いわゆる商店街、商店会の組織されている範囲内の物件</p> <p>○商店街範囲内での移転は解消とはならないため対象外</p> <p>○1階、2階の物件</p> <p>○所有者との事業の同意がとれている物件</p>
--

5 補助金（詳細は要綱第5条をご確認願います。）

店舗改装費と店舗賃料のみを補助対象費用としています。

	店舗改装費	店舗賃料
限度額	400万円	25万円／月 （年間最大300万円） ※ただし、事業費については、 10万円／月とする
対象期間	初年度のみ	当初契約月から36月（予算の範囲内で交付するため初年度に交付決定した事業であっても、2年目以降の交付が確約されるものではない）
内容	店舗改装にかかる外装、内装、設備等の工事費	店舗賃料：賃貸借契約に基づく家賃、賃借料 事業費：賃金、光熱水費
補助対象外費用例	設備のうち容易に移動が可能な物、消費税	保証金、敷金、礼金、駐車場、共益費、仲介手数料、居住部分、消費税、諸費用
補助金交付請求が可能となる時期	施工業者への支払いの完了した日以後	4月～6月分：7月1日以降 7月～9月分：10月1日以降 10月～12月分：1月4日以降 1月～3月分：交付確定後

※他の補助金（国、地方公共団体、さいたま市等）との併用は可能ですが、同じ経費に重複して他補助金が交付されている場合、相当額を補助事業の補助対象費用から控除します。ただし、併用する補助金の制度の趣旨に照らし適当でない場合は交付しないこともありますのでご注意ください。

## 6 応募方法

本年度から実施する補助事業に対しての、事業計画を募集するものです。事業計画が審査され、交付を決定してから、事業を開始するもので、年度内に改修工事が終わる見込みがあるものを対象としています。

募集内容や、商店街の範囲等ご不明な点がありましたらお気軽に商業振興課にご相談ください。

### (1) 募集要項・申請書類の配布場所

① さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館2階

さいたま市経済局商工観光部商業振興課

② さいたま市ホームページからダウンロード

URL : <http://www.city.saitama.jp/005/001/002/p005555.html>

### (2) 募集要項・申請書類の配布時間

平成29年8月1日(火)から平成29年9月29日(金)まで

①においては、平日午前8時30分から午後5時15分まで

(正午から午後1時まで及び土日祝日を除く)

### (3) 応募期間

平成29年9月1日(金)から平成29年9月29日(金)まで

平日午前8時30分から午後5時15分まで

(正午から午後1時まで及び土日祝日を除く)

※ただし、この期間に募集のなかった場合には、随時延長いたします。

### (4) 提出

下記提出書類に必要事項を記入の上、応募期間内にさいたま市商業振興課まで持参してください。郵送、電子メール等による申請はできません。

### (5) 留意事項

○提出前に必ず市にご相談ください。

○提出前に周辺住民との間で問題が生じないように十分協議をしてください。

○提出された書類は、選定結果によらず返却いたしません。

○提出された書類は、審査の際に商業等振興審議会に諮るため、市職員以外の外部委員も記載内容を確認することになります。

7 提出書類（詳細は要領第4条をご確認願います。）

○事業計画書（様式第1号）

○事業概要書（以下の点を注意し作成してください）

事業の目的、内容等が詳細に記載されていること
事業の複数年の展開の見込みと、実施体制が詳細に記載されていること
事業の収支の計画について詳細に記載されていること
事業における地域の活動との連携の内容、目標、それに伴う効果等が具体的に設定され、記載されていること
空き店舗の概要、賃貸についての計画等が記載されていること
店舗改装を実施する場合は、工事内容や業者選考の経緯が詳細に記載されていて、工事仕様書や図面、工事ごとの内訳を明記した3者以上の見積書の写しが添付されていること。（見積書のうち原則1社以上は市内業者から提出されたものとする。）

※事業概要書例を参考にご記載いただくこともできますが、様式は自由とします。その他「8選定方法」を参考に審査に関連すると思われる事項やPRしたい内容等を自由に追加してご記載ください。

○その他必要書類

空き店舗使用承諾書
（組織の場合）定款又は規約等の写し （個人の場合）運転免許証、住所確認できるもののコピー
役員名簿、構成員名簿 （名簿には「役職名」、「氏名」、「氏名の振り仮名」、「生年月日」、「性別」が記載されていること。）
補助事業の実施について総会の議決又は承認を経たことが分かる書類、総会議事録等
前年度の事業報告に関する書類 （ただし、総会等で承認されたものを提出すること。総会等の前に交付申請する場合は前々年度の書類を提出すること。）
前年度の収支決算に関する書類 （ただし、総会等で承認されたものを提出すること。総会等の前に交付申請する場合は前々年度の書類を提出すること。）
その他市長が必要と認める書類 （市税の滞納がないことが分かる書類・納税証明書等）

## 8 選定方法

### (1) 審査（10月下旬を予定）

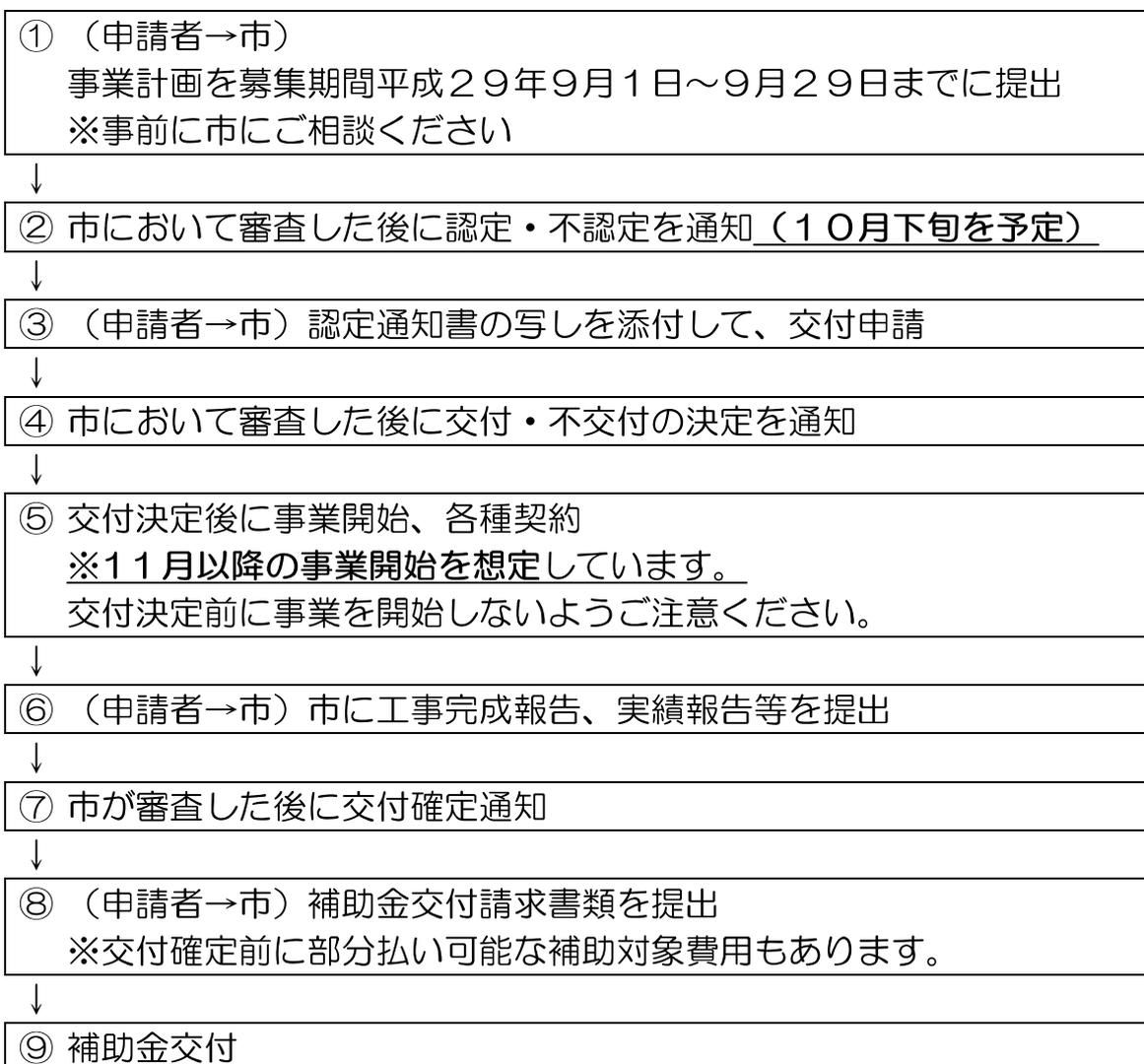
提出書類につき、「本補助制度の趣旨（要綱第1条）にどこまで沿っているか、補助対象者（要綱第3条）・補助対象事業（要綱第4条）により適しているものか等」を測るために、下記の審査基準項目に基づく書類審査を実施し、さいたま市商業等審議会に諮った上で、予算額の範囲内で認定する事業計画を決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査における視点の一例
① 事業の効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティ活性化に資する内容か。</li><li>・商店街の活力維持に資する事業か。</li><li>・空き店舗の立地場所は事業効果を発揮できる環境か。</li><li>・どのような運営方法か（事業における従事者数・予定している顧客数、営業日数・営業時間等）。</li></ul>
② 事業の地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における課題を適切に把握しているか、また解決しうる事業内容か。</li><li>・地元住民の合意を十分に得られているか。</li><li>・地域における各団体とどのような連携をとるか、連携内容は適切か。</li></ul>
③ 事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の経理状況、資金調達方法は適切か。</li><li>・申請者に事業実績があるか、ノウハウを有しているか。</li><li>・実現可能なスケジュールか。</li></ul>
④ 事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・次年度以降も事業を継続できる見込みがあるか。</li><li>・収支計画は適切か。</li></ul>
⑤ 事業の効率	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助申請額は適切な範囲か。</li><li>・目標設定は適切か。</li></ul>

※ 必要がある場合は審査項目を追加させていただく場合もあります。

## 9 応募から補助金交付までの流れ



## 10 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館2階  
さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
電話番号：048-829-1364  
F A X：048-829-1966  
E-mail：shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp